

循環型社会の構築に向けた連携協定書

鹿児島市（以下「甲」という。）と株式会社 J E P L A N（以下「乙」という。）、ペトリファインテクノロジー株式会社（以下「丙」という。）、株式会社新興エコ（以下「丁」という。）、株式会社サーキュラーペット（以下「戊」という。）は、循環型社会の構築に向けた取組に連携・協力することに合意し、次のとおり、連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、資源循環の推進や市民等への環境教育など、循環型社会の構築の推進に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙、丁及び戊は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携して取り組むものとする。

- (1) ペットボトルに係るボトル to ボトルをはじめとする水平リサイクルの推進
- (2) 環境教育の推進
- (3) 市民の意識啓発の推進
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項各号に定める事項について、社会情勢の変化等に対応し、迅速かつ効果的に促進するため、必要に応じて甲、乙、丙、丁及び戊は協議を行うものとする。

3 第1項各号に掲げる事項の具体的な取組内容及び実施方法については、甲、乙、丙、丁及び戊で協議の上、決定する。

（秘密保持）

第3条 本協定に基づき、甲、乙、丙、丁及び戊が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。

2 甲、乙、丙、丁及び戊は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲、乙、丙、丁及び戊のいずれかが本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議を行い、全ての当事者が合意の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和12年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までにいずれかの当事者より本協定を更新しない旨の申し出がない限り、本協定は1年間更新され、以後も同様とする。

（協定の解約）

第6条 甲、乙、丙、丁及び戊のいずれかが本協定の解約を申し出たときは、前条の有効期間中にかかわらず、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定の解約を行うものとする。

2 甲、乙、丙、丁及び戊は、前項の規定による解約に係るいかなる責任も負わないものとす

る。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めない事項及び本協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙、丁及び戊で協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年3月25日

甲 鹿児島県鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市

鹿児島市長

下鶴隆央

乙 神奈川県川崎市川崎区扇町12番2号

株式会社 J E P L A N

取締役 執行役員会長

岩元美智希

丙 神奈川県川崎市川崎区扇町12番2号

ペトリファインテクノロジー株式会社

執行役員

角山正和

丁 鹿児島県鹿児島市南栄5丁目10番地14

株式会社新興エコ

代表取締役

政政興

戊 岡山県津山市くめ字団地50番77

株式会社サーキュラーペット

代表取締役

喜田知亮